

## 参考：福島原発事故時のヨウ素剤の配付は？ \_\_\_\_\_

2011年3月11日に起きた東京電力福島第一原発事故では、ヨウ素剤がほとんど配布されなかったため、多くの子どもたちが放射性ヨウ素によって甲状腺の被ばくをするという結果となりました。適切に配布がされていたならば、少なくとも放射性ヨウ素による甲状腺の被ばくだけはかなり軽減されていたはずですが。

ヨウ素剤が配布されなかった理由は、政府内部の混乱があったためといわれています。事故からすでに5日も経った3月16日まで、国から自治体へのヨウ素剤配布の指示はなされませんでした。

ヨウ素剤は、原子力災害現地対策本部長が原子力安全委員会の助言を得つつ、各自治体に対して住民に配布するよう指示を出すことになっています。

原子力安全委員会の助言組織メンバー、鈴木元・国際医療福祉大クリニック院長が「当時の周辺住民の外部被曝の検査結果などを振り返ると、安定ヨウ素剤を最低1回は飲むべきだった」と指摘しました。3月17、18日に福島県で実施された住民の外部被曝検査の数値から内部被曝による甲状腺への影響を計算すると、少なくとも4割が安定ヨウ素剤を飲む基準を超えていた恐れがあるということです。

しかし、自治体の中には、独自の判断によって安定ヨウ素剤を配布したところもありました。

双葉町、富岡町、やや原発から離れたいわき市、三春町などは独自の判断によって住民7248人にヨウ素剤を配布しました。いわき市は配布にあたって住民に、服用については政府の指示を待つよう言い渡しました。一方、三春町は3月14日に安定ヨウ素剤を入手、地元の医師や保健師などの意見を聞いたうえで15日に配布、住民は渡された錠剤を服用しました。三春町の判断がいかに賢明であったかは明らかです。

(翌々日の17日、県は三春町に対し、配布したヨウ素剤を回収するよう指示。)